

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会 開催要綱

1 趣旨

フリーランスとして働く方の就業環境の整備については、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号。以下「法」という。）が令和5年5月12日に公布され、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

法においては、特定業務委託事業者（発注事業者）が特定受託事業者（フリーランス）に対して行う業務委託に関し、特定業務委託事業者は、広告等による募集情報の的確な表示、育児介護等と業務の両立への配慮、ハラスメント対策、中途解除等の事前予告の措置等を講じることとされており、法の委任に基づき、政令、省令及び告示の下位法令において、その具体的な内容及び実施の細則等を定めることとされている。

これを踏まえ、特定受託事業者の就業環境の整備に関し、必要な下位法令を制定するため、法の委任に基づき下位法令において定めることとされている事項の検討を行うこととする。

2 検討事項

法において、政令（法第3章に規定する事項に限る）、厚生労働省令及び厚生労働大臣告示に委任された事項

3 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省雇用環境・均等局長が有識者（別紙）の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会の座長は、参集者の中から互選により選出し、座長代理は、必要に応じて座長が指名する。
- (3) 本検討会は、必要に応じ、(1)の参集者以外の者の出席を求めることができる。
- (4) 本検討会は原則として公開する。ただし、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室において行う。

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会
参集者名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
○ 大下 英和	日本商工会議所 産業政策第二部長
○ 大谷 武士	全国中小企業団体中央会 労働政策部長
○ 鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
○ 鎌田 耕一	東洋大学 名誉教授
○ 川田 琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系 教授
○ 富高 裕子	日本労働組合総連合会 総合政策推進局長
○ 布山 祐子	日本経済団体連合会 労働法制本部参事
○ 平田 麻莉	一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 代表理事
○ 山田 康成	ひかり総合法律事務所 弁護士

(オブザーバー)

- 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局
- 公正取引委員会
- 中小企業庁

趣旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

概要

1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。[第2条第1項]
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。[第2条第2項]
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者から物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。[第2条第3項]
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。[第2条第6項]

※ 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

特定業務委託事業者は、

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。[第3条]
- ※ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内) [第4条]
- (3) 特定受託事業者との業務委託（政令で定める期間以上のもの）に関し、

①～⑤の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。[第5条]

- ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
- ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
- ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
- ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。[第21条]

施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日

3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

特定業務委託事業者は、

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。[第12条]
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託（政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」）に係る業務を行えるよう、申出に応じた必要な配慮をしなければならないものとする。[第13条]
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスメント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。[第14条]
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。[第16条]

4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。[第8条、第9条、第11条、第18条～第20条、第22条]

※ 命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。[第24条、第25条]

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の 政省令・告示への委任事項（就業環境の整備関係）

令和5年9月11日第1回
特定受託事業者の就業環境の
整備に関する検討会 資料4

	政令	省令	告示（指針）
① 募集情報の 的確表示 (第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確表示義務の対象となる 募集情報の事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 的確表示義務の対象となる 募集情報の提供方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
② 育児介護等に 対する配慮 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配慮義務の対象となる 継続的業務委託の期間 (第16条と同じ) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
③ ハラスメント対策に 係る体制整備 (第14条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠・出産等に関するハラスメ ントとなる言動の対象事由 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定業務委託事業者が適切 に対処するために必要な事項
④ 中途解除等の 事前予告・理由開示 (第16条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予告義務等の対象となる 継続的業務委託の期間 (第13条と同じ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事前予告の方法・例外事由 ・ 理由開示の方法・例外事由 	—
⑤ 厚生労働大臣の 権限の委任 (第23条)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局長への委任事項 	—

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (令和5年法律第25号)

(募集情報の的確な表示)

第十二条 特定業務委託事業者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出又は頒布その他**厚生労働省令で定める方法** (次項において「広告等」という。) により、その行う業務委託に係る**特定受託事業者の募集に関する情報** (業務の内容その他の就業に関する事項として**政令で定める事項**に係るものに限る。) を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

2 特定業務委託事業者は、広告等により前項の情報を提供するときは、正確かつ最新の内容に保たなければならない。

(妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮)

第十三条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託 (**政令で定める期間**以上の期間行うもの (当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。)) に限る。以下この条及び第十六条において「**継続的業務委託**」という。) の相手方である**特定受託事業者**からの申出に応じて、当該**特定受託事業者** (当該**特定受託事業者**が**第二条**第一項**第二条**に掲げる法人である場合) が**妊娠、出産若しくは育児又は介護** (以下この条において「**育児介護等**」という。) と両立しつつ当該**継続的業務委託**に係る業務に従事することができるよう、その者の**育児介護等の状況**に応じた必要な配慮をしなければならない。

2 特定業務委託事業者は、その行う**継続的業務委託**以外の**業務委託**の相手方である**特定受託事業者**からの申出に応じて、当該**特定受託事業者** (当該**特定受託事業者**が**第二条**第一項**第二条**に掲げる法人である場合) が**育児介護等**と両立しつつ当該**業務委託**に係る業務に従事することができるよう、その者の**育児介護等の状況**に応じた必要な配慮をするよう努めなければならない。

(業務委託に関して行われる言動に起因する問題に関して講ずべき措置等)

第十四条 特定業務委託事業者は、その行う業務委託に係る**特定受託業務**に従事者に対し当該業務委託に関して行われる次の各号に規定する言動により、当該各号に掲げる状況に至ることのないよう、その者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

1 性的な言動に対する**特定受託業務**に従事者の対応によりその者 (その者が**第二条**第一項**第二条**に掲げる法人の代表者である場合) に対しては、当該法人) に係る業務委託の条

件について不利益を与え、又は性的な言動により**特定受託業務**に従事者の就業環境を害すること。

2 特定受託業務従事者の**妊娠又は出産**に関する事由であつて**厚生労働省令で定めるもの**に関する言動によりその者の就業環境を害すること。

3 取引上の優越的な関係を背景とした言動であつて業務委託に係る業務を遂行する上で必要かつ相当な範囲を超えたものにより**特定受託業務**従事者の就業環境を害すること。

2 特定業務委託事業者は、**特定受託業務**従事者が前項の相談を行ったこと又は**特定業務**委託事業者による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、その者 (その者が**第二条**第一項**第二条**に掲げる法人の代表者である場合) に対しては、当該法人) に対し、業務委託に係る契約の解除その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(指針)

第十五条 厚生労働大臣は、前三条に定める事項に関し、**特定業務**委託事業者が適切に対処するために**必要な指針**を公表するものとする。

(解除等の予告)

第十六条 特定業務委託事業者は、**継続的業務委託**に係る契約の解除 (契約期間の満了後に更新しない場合を含む。次項において同じ。) をしようとする場合には、当該契約の相手方である**特定受託事業者**に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、少なくとも三十日前までに、その予告をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により予告することが困難な場合その他の**厚生労働省令で定める場合**は、この限りでない。

2 特定受託事業者が、前項の予告がされた日から同項の契約が満了する日までの間において、契約の解除の理由の開示を**特定業務**委託事業者に請求した場合には、当該**特定業務**委託事業者は、当該**特定受託事業者**に対し、**厚生労働省令で定めるところにより**、遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、**第三者の利益**を害するおそれがある場合その他の**厚生労働省令で定める場合**は、この限りでない。

(厚生労働大臣の権限の委任)

第二十三条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、**厚生労働省令で定めるところにより**、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

今後の進め方について（案）

- 第1回（本日9/11）
 - ・ 本検討会における検討事項について
 - ・ 今後の進め方について
 - ・ 構成員からのプレゼンテーション

- 9月下旬～10月上旬頃（2回程度）
 - ・ 関係団体ヒアリング（8団体程度）

- 10月上旬以降
 - ・ 検討事項について議論

- 年内メド
 - ・ 骨子についてとりまとめ

- 令和6年年明け以降
 - ・ 報告書についてとりまとめ

（※）月1～2回程度のペースで開催予定。